

鳥取県福祉相談センターだより

福祉相談センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関です。

鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所

No. 35

発行：平成29年3月

鳥取県福祉相談センター

鳥取市江津 318-1

TEL:0857-23-1031

FAX:0857-21-3025

メール:fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

メール:tukushisodan@pref.tottori.lg.jp



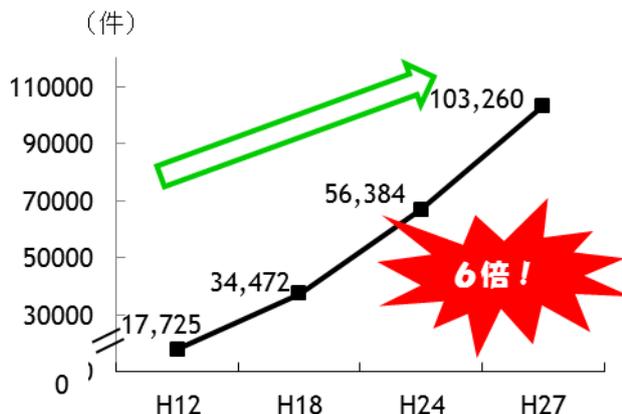
○児童福祉法をご存じですか？

「児童福祉法」は、全ての子どもたちが健やかに成長し、平等に生活が保障され、愛護されるよう、さまざまな制度を定めた法律です。

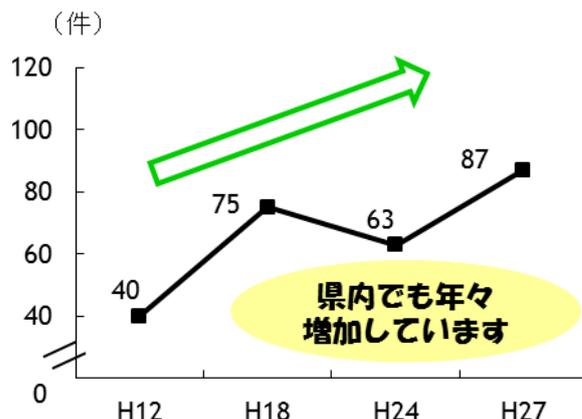
○児童虐待への対応、発生予防が急務！

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されてから、15年経ちました。その間、**児童虐待相談対応件数は約6倍**に増え、平成27年度は103,260件（速報値）で、過去最多となりました。

今回の児童福祉法改正は、**児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化**を図ることを目的としています。



児童虐待相談対応件数(全国)



児童虐待相談対応件数(鳥取県)

改正された児童福祉法の一部をご紹介します！



児童福祉法の 理念の明確化等

- 家庭または家庭と同様の環境で子どもが成長できるよう支援します！**
 - ・子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が保障されること等を児童福祉法の理念として明確化しました。
- 「しつけ」でも、必要な範囲を超えたりいけません！**
 - ・「親権者は、監護（日常生活の世話）、教育のために必要な範囲を超えて子どもを懲戒してはならない」ということが、書き加えられました。

児童虐待の 発生予防



- 妊娠から子育て中まで切れ目のない支援をしていこう！**
 - ・市町村は、妊娠期から子育て期までさまざまな相談ができる、子どもの支援に必要な拠点の整備に努めます。
- 一人で悩まない、悩ませない！**
 - ・妊娠・子育て中の孤立、不安に早く対応できるよう、支援を必要とする妊婦、子どもや保護者を把握した医療機関、学校などは、市町村に情報提供するよう努めます。



児童虐待発生時の 迅速・的確な対応

- 支援機関がパワーアップ！**
 - ・市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会^(注1)」に専門職が配置されます。
 - ・児童相談所では、児童心理司^(注2)、医師または保健師、専門的な指導ができる児童福祉司^(注2)を配置します。また、弁護士に法律相談ができる体制を整え、相談に応じます。

児童虐待を受けた 子どもへの支援



- 親子関係再構築支援を強化！**
 - ・児童虐待を理由として一時的に離れている親子が再び一緒に暮らせるよう、児童相談所は地域の関係機関と連携して支援します。
- 里親委託等の推進！**
 - ・家庭の養育環境が整わない場合でも、子どもが家庭と同様の環境で生活できることを目指し、里親への委託がさらに進むよう、体制を整えます。
- 18歳以上になっても、自立まで支援を継続！**
 - ・一時保護中、里親委託中に18歳以上になっても、20歳まで支援を延長可能。
 - ・自立援助ホーム^(注3)の入所者は、大学等に就学中の場合、22歳になる日を含む年度末まで、支援対象になります。

注1) 要保護児童対策地域協議会

- ・保護者がいない、または保護者に監護させることが不相当と認められる子どもを適切に保護するため、児童相談所、学校などの関係機関を集め、個人情報を守られた中で情報の共有と支援の協議を行う機関です。

注2) 児童心理司、児童福祉司

- ・子ども、保護者が日常生活で困っていることについて相談に応じる児童相談所の職員です。
- ・児童心理司は、心理学の知識を基に、心理検査で心の状態を判定し、必要なカウンセリングなどを行います。
- ・児童福祉司は、生活で困っていることについて幅広く相談に応じます。

必要な調査を行い、病院、学校など関わる機関と協力して、家庭を支える体制を整えるまとめ役です。

注3) 自立援助ホーム

家庭の諸事情により、家を離れて自立を目指す子どもに暮らしの場を与える施設です。



この他にも、児童虐待に対応するための新たな取り組み、体制作りが行われています！詳しくは、お近くの児童相談所、または厚生労働省のホームページをご参照ください。



キャンペーンを実施しました

オレンジリボンキャンペーン

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

パープルリボンキャンペーン



毎年11月12日～11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。



11月11日、鳥取駅前にて「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンを行いました。また、11月12日、イオンモール鳥取北店にて、リーフレットとポケットティッシュを配布し、「児童虐待防止街頭啓発」キャンペーンと「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンを実施しました。ご協力ありがとうございました。



平成28年11月11日～17日、イオン鳥取北店にて『女性に対する暴力をなくす運動』パネル展示を行いました。

DVとは、配偶者などの親密な関係にある人から振るわれる暴力のことを言います。交際相手から振るわれる暴力のことをデートDVと言います。どんな事情があっても、暴力は決して許される行為ではありません。今回のキャンペーン、パネル展示を通して、多くの方に知ってもらい、関心をもって頂きたいと願っています。

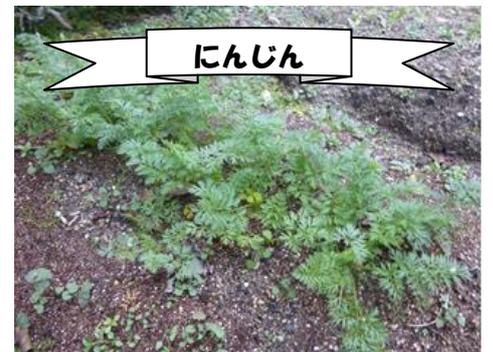
一時保護所を紹介します。

一時保護所では、生活に見通しがもてるように、日課を設定しています。規則正しい生活を送りながら、心と体を元気に整えることが目的です。



	時間	過ごし方
午前	7:00	起きます
	7:30	朝ごはん
	8:45	今日の予定を決めます
	① 9:00~9:45 休憩	学習
	② 10:00~11:00	
	11:00	午前の活動
昼	12:00	お昼ごはん
午後	1:00	午後の活動
	3:00	おやつ
	4:00	自由時間
	6:00	夕ごはん
	7:00	自由時間
	小学生 8:45 入室 9:00 就寝	ねる準備
	中学生以上 9:45 入室 10:00 就寝	

保護所には小さな畑があり、子ども達と植えたり、収穫したり、味わったりしています



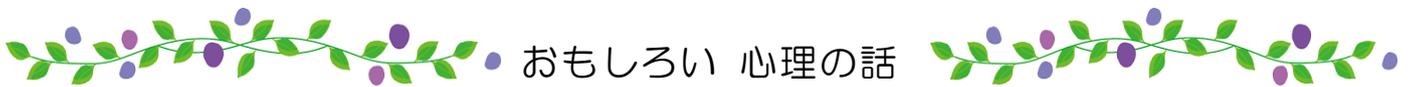
夜間指導員より、ひとこと！



突然いつもと違う環境に置かれる不安はどの子どもでも感じることです。そのように入所してくる子ども達にはまず、「ここは安全な場所である」という安心感を持たせることが、一時保護職員、特に寝食を共にする夜間指導員にとっては重要なことだと思います。子どもの興味や関心のある活動を共にし、子どもが職員さんに自分の思ったことを伝えられるように、気持ちの整理ができる落ち着いた環境を整えることを意識しながら日々業務に当たっています。

ここに入所してくる子ども達には、それぞれ複雑な背景があります。私はどの子どもにも、初めて会うときを大切にしようと心がけています。安心して、規則正しい生活を送るには、職員との信頼関係が重要だと思います。しかし、子ども達と関係性を築くのに時間がかかることもありました。そんなときは、上手にコミュニケーションをとっている職員をお手本に、毎回試行錯誤を続けています。夜から朝までの時間帯は、自由時間が多いのですが、積極的に関わることで子どもの理解を深める時間になっています。今後も、子どもとの信頼関係の構築に努めていきます。





おもしろい 心理の話

最近の医師の診察は、患者の顔を見ないで電子カルテのパソコン画面ばかり見ているといった話を耳にします。これは検査データばかり見ていて、患者を見ていないといった批判でしょうか。

医療分野ではエビデンスベースト・メディスンといって、1990年代に、医師の個人的な経験や慣習などに依存した治療法を排除し、科学的に検証された最新の研究成果に基づいて医療を実践することが提唱され、西洋医学の医療において重要視されているようです。

こういった状況は心理の領域でも同じように思います。一昔前に比べて心理検査は増え、その検査の多くは様々な数値で結果が表されるようになってきています。数値で結果が出されるとなんとなく確からしい感じになります。これは、知能検査での知能指数がその最たるものと言えるでしょう。

でも、あらためて言うまでもなく、知能検査でその人の知的能力がすべて把握できるわけではありません。知能検査だけでは捉えきれない能力を人は確かに有しています。しかしその能力は十分に捉えられないので、とりあえず知能とは知能検査で測定されるものと定義しているだけなのです。操作的定義というやつでしょうか。

一方でこんな例があります。シャーロック・ホームズのモデルになったエジンバラ大学医学部教授ジョーゼフ・ベルは患者をちらっと見ただけで、出身地や職業や疾病歴を「言い当てる」ことができたそうです。これは医師の個人的な経験や慣習に依存した知見に基づくものでしょう。

また、大阪京都両府警の捜査官が広域事件について打ち合わせしたとき、京都府警の刑事がある空き巣事件の容疑者の写真を大阪府警の刑事に示したところ、打ち合わせが終わり、外へ出て10分後にその容疑者を発見したそうです。この刑事は雑踏の中から指名手配犯などをみつける『見当たり捜査』の専門家であったそうです。このことについて、哲学研究者の内田樹氏はこうコメントしています。「こういう人たちは『犯罪にかかわる人間』が発する微細なオーラを感知する能力を備えている。そういう能力を持っている人が警察官になるべきであり、これまではなってきたのだと思う。警察という制度はそのような能力を勘定に入れて制度設計されている。だが、挙動不審な人間を感知する能力や嘘をついている人間とほんとうのことを言っている人間を見分ける能力などは、その有無や良否をエビデンスによって示すことができない。そして、私たちの社会では『エビデンスによって示すことができないものは存在しないものとみなす』というルールを採用しているのである。そのせいで、わが国のあらゆるシステムは劣化したと私は思っている。」

おもしろい考え方だなあと思います。

この文章を書いている私は、子どもを理解しようとする時、いつも心理検査の結果と、面接で目の前にいる子どもの、言葉にできない印象との間で揺れ動くような感じを持ちます。

そして、それがとても大事なことだと思っています。



福祉相談センターでは、児童の相談、女性の相談を受け付けています。

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（月～金）

土、日、祝祭日、年末年始は休みですが、児童虐待、DV被害に関することなど緊急の場合は24時間連絡を受け付けています。

福祉相談センター	0857-23-1031（代）
ファクシミリ	0857-21-3025
こども電話相談ダイヤル	0857-29-5460
女性電話相談ダイヤル	0857-27-8630